1) カードショッピンいます。)、回数指定。ただし、会員が指定。、レンタル代金と利用加盟店でカードを利用を認めた場合には、会は、1回払いとして取TSUTAYA加盟店 当社の加盟店	E分割払い、ボーナス併用回数指定分割払い、ボーナス一括払 Eできる支払方法は加盟店により下記表のとおりとします。 T 用代金が1万円未満の支払いについては、1回払いのみとしま 用する場合は原則として1回払いとします。この場合において 会員は、リボルビング払いによる支払いを指定することができ 収扱いするものとします。 日本国内加盟店 ●1回払い ●ボーナス一括払い ●リボルビング払い ●回数指定分割払い ●ボーナス併用回数指定分割払い	正済リボルビング払い(以下、本条項において「リボルビング払い」 いのうちから会員がカード利用の際に指定した方法によるものとしま SUTAYA加盟店におけるカードショッピングの支払方法について す。また、日本国外の各々の国際カードブランドに加盟した金融機関 、カードご利用日より15日以内に会員から申出があり、かつ当社だ るものとします。なお、会員が加盟店で支払方法の指定をしなかった	と (1) カードショッと レング払い」といいます ものとします。ただし については、レンタル 耐機関等の加盟店で力 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	【変更後のシャピングの支払金の支払方法) プングの支払金の支払方法は、1回払い、2回払い、元利定 。)、回数指定分割払い、ボーナス併用回数指定分割払い、 、会員が指定できる支払方法は加盟店により下記表のとおり 代金と利用代金が1万円末満の支払いについては、1回払い	<mark>額返済残高スライドリボルビン</mark> ク ボーナス一括払いのうちから会		
当社の加盟店	● 1 回払い●ボーナス一括払い●リボルビング払い●回数指定分割払い●ボーナス併用回数指定分割払い		ガラに物口は、1円が	ードを利用する場合は原則として1回払いとします。このな	いのみとします。また、日本国外 場合において、カードご利用日よ	の各々の国際カードブランドに加盟した金い15日以内に会員から申出があり、かつ	
当社の加盟店	●回数指定分割払い ●ボーナス併用回数指定分割払い	日本国外加盟店		日本国内加盟店	日本国外加盟店		
当社の加盟店			TSUTAYA 加盟店	● 1 回払い ●ボーナスー括払い ●リボルビング払い●回数指定分割払い ●ボーナス併用回数指定分割払い			
国際カード	● 1 回払い ●ボーナスー括払い ●リボルビング払い		当社の加盟店	● 1 回払い ●ボーナス一括払い ● リボルビング払い			
ブランド加盟店	●回数指定分割払い●ボーナス併用回数指定分割払い●1回払い●2回払い●ボーナス一括払い	●1回払い	<u> </u> 国際カード	●回数指定分割払い●ボーナス併用回数指定分割払い●1回払い●2回払い●ボーナスー括払い	●1回払い		
	●リボルビング払い ●回数指定分割払い	(●リボルビング払い)	ブランド加盟店	● リボルビング払い ●回数指定分割払い	(●リボルビング払い)		
加盟店によっては支払	仏方法が限定されている場合があります。		※加盟店によっては3	え を払方法が限定されている場合があります。			
(2) ① 回数指定分割払いのカードショッピングの支払金合計は、利用代金と利用代金に別表1の分割払手数料率を乗じた額とを加算した金額となります。ま							
ボーナス併用回数指定 月の加算総額は、ボー の加算額は千円単位で	-ナス併用回数指定分割払いを指定した当該カード利用代金ので均等分割できる金額とします。)し、その金額をボーナス支援年率は別表1と異なる場合があります。	0 6 , 0 0 0 円 対のに到来したボーナス月より支払うものとします。また、ボーナス 5 0 %以内とし、ボーナス併用回数で均等分割(ただし、ボーナス 払月の均等支払額に加算して支払うものとします。なお、ボーナス係	5払				
(例)締切日の利用代金残高 50,000円 弁済金10,000円 当社所定の手数料が実質年率15.00%の場合 (弁済金の内訳 ●手数料50,000円×1.25%=625円 ●利用代金充当分 10,000円−625円=9,375円) ② リボルビング払いのボーナス加算を当社に届出ている場合は、ボーナス加算月は夏期8月、冬期12月とし、最初に到来したボーナス月より支払うものとします。なお、会員は当社所定の方法により、当社の定める範囲においてボーナス加算月を変更できるものとします。また、ボーナス加算額は、あらかじめ当社に届出た金額(1万円単位)とし、ボーナス月の弁済金に加算して支払うものとします。			高に当社所定の手数料加えた金額が月々の弁 <標準コース>	率を乗じた包括信用購入あっせんの手数料(以下「手数料」 済金以下となる場合には、会員はその総額を支払うものとし	上ます。	ます。ただし、累積利用代金残高に手数料を は金残高が1,000,000円の場合の弁	
				(お支払計算例) 累積利用代金残高150,000円、弁済金6,000円			
			当社所定の手数料率が	当社所定の手数料率が実質年率15.00%の場合			
				<u>の内訳 ●手数料:150,000円×15.00%(実質 ,000円−1,875円=4,125円></u>	[年率)÷12=1,8/5円		
			「標準コース」に定め (例)会員が弁済金の	は、当社が承認した場合にはお支払コースを変更し、弁済金る、累積利用代金残高に応じた弁済金を超えている場合、発展低額を10,000円とした場合(10,000円コース)の100円を超える場合は、1の「標準コース」に表えの場合>	会員は増額後の弁済金の最低額を ス) は、累積利用代金残高が30	支払うものとします。 0,000円以下の場合は、弁済金は1	
			累積利用代		弁済金		
				~100,000円 10,000円 300,001円~ 500,000	円 12,000円		
			100,001円~	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	四 25,000円		
				1,000,000円を超える場合には、超過額が1,00 を加算した額が弁済金となり、以降も1,000,000F			
			とします。なお、会員	Oボーナス加算を当社に届出ている場合は、ボーナス加算月 は当社所定の方法により、当社の定める範囲においてボーフ 1万円単位)とし、ボーナス月の弁済金に加算して支払うも	ナス加算月を変更できるものとし		
	いの支払月は夏期8月、冬期12月とします。なお、取扱期間 D場合、手数料はいただきません。	は当社所定の期間に限らせていただき、ボーナス支払月に一括して	支 (4) 変更なし				

知をした後は、通知したときにおけるカードショッピングの利用代金残高の全額に対しても、改定後の手数料率が適用されることに会員は異議ないものとし

用回数指定分割払い、およびボーナス一括払いについてもお取扱いがない場合があります。

(6) 一部の加盟店においては、支払方法、支払回数および手数料率が異なる場合があります。また、リボルビング払い、回数指定分割払い、ボーナス併 (6) 変更なし